

整理番号 /

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	月間『ガバナンス』購読料		
28年9月16日	令和元年5月1日~令和元年8月31日	金額	3,240円

目的	各種情報収集と研究
使途	購読料 (令和元年5月~8月分)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
<<領収書貼付枠>> 購読期間が平成28年9月から令和元年8月のため月割計算し、5月から8月分を請求する 購読料 29,160円 (平成28年9月16日支払い) 29,160円×4/36月=3,240円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
次期年度にかかるため 月数で按分する	3,240円	100%	3,240円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
28-09-16	23003	A93110006
取扱店	マジック	
払込口座	00140-8	10000
払込金額	*29,160	料金 *0

振替受付票

00140 8 10000

株式会社きょうせい

28年9月16日

426-0132 静岡原 藤枝町

水野 288

佐野 愛子

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。

料金には、消費税等が含まれています。

(ゆうちょ銀行)

記号番号 \*\*\*\*\*

ゆうちょ口座間送金は10月1日から月4回目以降、料金がかかります。

## 請求書

佐野 愛子

様 平成 28年 9月 1日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きょうせい

代表取締役 社長 成吉



金額には消費税及び地方消費税が含まれております。下記のとおりご請求いたします。(042200009489)

ご請求額	¥29,160.-	お得意様No (請求No)	[REDACTED]
------	-----------	---------------	------------

お支払は平成28年11月30日までにお願いします。

E

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」 28年9月号～31年8月号 36ヶ月	購読料	1	29160	29160	
$29,160 \times \frac{4}{36} = 32,400 \text{円}$ (R1.5月～8月分)					

(振込先) みずほ銀行 東京営業部  
普通預金 4913720 カキヨウセイ

(要打電項目) [REDACTED] カノアロ

( 77 )

整理番号	2
------	---

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目      サーチキー      支出証拠書

978 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

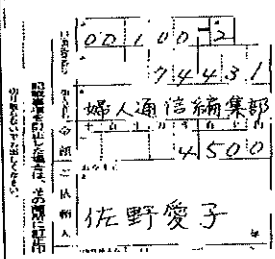
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	月間『婦人通信』購読料及び送料		
31年8月23日	令和元年 5月1日～令和元年12月31日	金額	3,100円

目的	各種情報収集と研究
使途	購読料 (令和元年5月～12月分)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
<<領収書貼付枠>> 購読期間が2019年1月から2019年12月のため月割計算し、5月から12月分を請求する 購読料と送料4,650円 $4,650円 \times 8/12 = 3,100円$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
次期年度にかかるため 月数で按分する	3,100円	100%	3,100円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
31-04-23	23003	A93140010
取扱店	ワジエウ	
払込口座	00100-2	74431
払込金額	*4,500	料金 *150
 <p>02/00/2 74431 婦人通信編集部 4500 佐野愛子</p>		<p>振替受付票          払込みの証拠と          なるものですか          ら大切に保存し          てください。          料金には、消費          税等が含まれて          います。          (ゆうちょ銀行)</p>
記号番号	[REDACTED]	
<p>はじめての投資信託を          ゆうちょが応援します!</p>		

佐野 繁子 様

いつも月刊「婦人通信」をご購読いただき、まことにありがとうございます。  
早速で恐縮ですが、誌代が未納となっておりますので、請求書をお送りいたしました。

ご継続の場合は、前納制をとっておりますので、年間誌代をご送金下さいませ様に、また、中止なさる場合は、その旨お書き添え下さいませ。

何卒、引き続きご購読いただきます様お願い申し上げます。なお、ご送金と行き違いの時は、失礼をお許してください。

年間誌代 4,500 円、半年間誌代 2,250 円

**送付先**

\* 郵便振替・・・同封の振込用紙をご利用ください。

\* 銀行振込み・・・みずほ銀行新宿南口支店 ふつう口座 1016460  
口座名～日本婦人団体連合会

\* 切手を直接お送りいただいてもかまいません。

2019年4月18日

日本婦人団体連合会

月刊「婦人通信」編集部

☎151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303

TEL03-3401-6147 Fax03-5474-5585

メールアドレス fujin-tsushin@cotton.ocn.ne.jp

2019.1月～12月分購読料

整理番号 3

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	平成31年度会費 藤枝心愛会		
年月日	令和元年5月1日~令和2年3月/日	金額	3,666 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する
<p>《領収書貼付枠》                  本協議会の会計期間4月~翌年3月のうち、5月~翌年3月までを請求する                  事業概要と定款は4月証拠書に添付済である</p> <p><math>4,000円 \times \frac{11}{12} = 3,666円</math></p>	
<p>※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（定款）</p> <p>平成31年4月 整理番号 7 参照</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,000 円	11/12 月	3,666 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

上 様

金4,000.円也

但し 平成31年度 藤枝心愛会 会費

平成31年 8月26日 NPO法人 精神保健福祉 藤枝心愛会

理事長

小野



支払者: 佐野愛子

整理番号 4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和元年5月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	平成31年4月26日~平成	年月日	金額 50,216 円

目的																																										
使途																																										
政務活動・ 県政との 関連性																																										
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">ご利用明細票</th> </tr> <tr> <td>お取扱日</td> <td>店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>31-04-26</td> <td>23003</td> <td>通帳送金</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>番</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>****</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N201</td> <td colspan="2">*100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ</td> </tr> <tr> <td>送金料金</td> <td colspan="2">*432円</td> </tr> <tr> <td>振込予定日</td> <td colspan="2">31-04-26</td> </tr> <tr> <td colspan="3">サノ アイコ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行</td> </tr> </table>	ご利用明細票			お取扱日	店番	お取引内容	31-04-26	23003	通帳送金	記号	番	号	****			取扱番号	お取引金額		N201	*100,000			残高					清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ			送金料金	*432円		振込予定日	31-04-26		サノ アイコ			ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行		
ご利用明細票																																										
お取扱日	店番	お取引内容																																								
31-04-26	23003	通帳送金																																								
記号	番	号																																								
****																																										
取扱番号	お取引金額																																									
N201	*100,000																																									
	残高																																									
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ																																										
送金料金	*432円																																									
振込予定日	31-04-26																																									
サノ アイコ																																										
ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行																																										

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,432 円	1/2	50,216 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	5
------	---

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[REDACTED]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目      サーチャージ      支出証拠書

780 - 005

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 (令和元年5月分)		
年月日	令和元年 5月 7日～ 令和元年 月 日	金額	28,998 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> *月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費の <sup>外</sup> 対象経費を 除いた金額 (57,996 円) に 1/2 を乗じた額を充当する 計算根拠は平成 31 年 4 月の添付書を参照ください (整理番号)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
活動費と私用で按分	57,996 円	1/2	28,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 6

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書


781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所上下水道料金 (令和元年5月請求分)		
年月日	令和元年5月7日~平成 年 月 日	金額	2,397 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

↑ 通常貯金 (兼お借入明細) 7 

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01					
<02	1-05-07	(フジエクスプレス)		水道 2,635	
<03					
<04	1-05-07	(フジエクスプレス)		水道 2,160	
<05					
<06					
<07					
<08					
<09					
<10					
<11					
<12					

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	4,795 円	1/2	2,397 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 上下水道使用量のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
	A_0435-004805-000	00294-2-13	020 <sup>mm</sup>
設置場所・使用者氏名			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			

平成31年 4月分

使用期間 平成31年 2月 4日から平成31年 4月 3日まで

今回指針	96
前回指針(一)	87
旧メータ使用水量(+)	m <sup>3</sup>
使用水量	9 m <sup>3</sup>

参考までに、前年同月の使用水量は 3 m<sup>3</sup>でした。

上水道料金	2,635 円
下水道使用料	2,160 円
請求予定金額	4,795 円

(税込み)

次回口座振替日 令和元年 5月 7日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。  
本票は請求書ではありません。

## 口座振替済のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
	A_0435-004805-000	00294-2-13	020 <sup>mm</sup>
設置場所・使用者氏名			
青木2丁目18番3号			
アオキビルB C-1			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			
ご指定の振替口座			
金融機関名	*****		
口座番号	*****	種別	*****
口座名義人	*****		

平成31年 4月分

使用期間 平成31年 2月 4日から平成31年 4月 3日まで

口座振替日 令和元年 5月 7日

使用水量	9 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,635 円
下水道使用量	9 m <sup>3</sup>
下水道使用料	2,160 円
督促手数料	0 円
振替済合計金額	4,795 円

(税込み)

上記の金額を口座から振替させていただきました。

整理番号 7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和元年度会費 静岡県精神保健福祉協会		
年月日	令和元年5月9日～平成 年 月 日	金額	1,000 円

会の趣旨・目的	県民のこころの健康づくり、精神障害に対する知識と理解の普及啓発
会の活動内容等	情報交換、ニュース・情報の発行、講演会等の開催を通じて障害に対する知識と理解の普及につとめている
政務活動・県政との関連性	会員との定期的な意見聴取や意見交換を通じて精神福祉の課題を提言する

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体~~の~~会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000 円	100 %	1,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 領収証

No. \_\_\_\_\_

佐野愛子様 令和元年5月9日

¥1,000-

但 会費として

上記正に領収いたしました

〒422-8031  
静岡県駿河区有明町2-2  
静岡県静岡総合庁舎別館4F  
静岡県精神保健福祉協



# 静岡県精神保健福祉協会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、静岡県精神保健福祉協会という。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を静岡県精神保健福祉センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、静岡県における精神保健福祉事業の飛躍的發展を期し、保健福祉思想の普及を図り、併せて精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 精神保健福祉に関する資料及び情報の収集、交換に関すること。
- (3) 精神障害者の福祉推進を図るための諸活動に関すること。
- (4) 会員相互及び関係団体との連絡協調を図ること。
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 会 則

(会 員)

第5条 本会は、本会の目的と趣旨に賛同するものをもって会員とする。

2. 会員は、次の2種とする。

普通会員

特別会員

(入会及び退会)

第6条 本会に入会しようとするものは、別に定めるところにより、会長の承認を得なければならない。

2. 退会しようとするものは、その旨を届け出なければならない。

## 第3章 役員及び職員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |             |     |     |
|-------------|-----|-----|
| (1) 会       | 長   | 1 名 |
| (2) 副       | 会 長 | 2 名 |
| (3) 常 務 理 事 |     | 若干名 |
| (4) 理 事     |     | 若干名 |
| (5) 評 議 員   |     | 若干名 |
| (6) 監 事     |     | 2 名 |

(役員 の 選 出)

- 第8条 会長及び副会長は、理事の互選による。
2. 理事は、総会において選任する。
  3. 常務理事は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
  4. 評議員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
  5. 監事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(役員 の 任 期)

- 第9条 役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
  3. 役員任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(役員 の 職 務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
  3. 常務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。
  4. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
  5. 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項を審議する。
  6. 監事は、会務の執行状況を監査する。

(名誉会長及び顧問)

- 第11条 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。
2. 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
  3. 名誉会長及び顧問は、会務について会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(幹 事 の 委 嘱)

- 第12条 本会に幹事若干名を置く。
2. 幹事は、会長が委嘱し、常務理事を補佐する。

(職 員)

- 第13条 本会に職員若干名をおくことができる。
2. 職員は、会長が任免する。

(会 議)

- 第14条 会議は、総会、常務理事会、理事会及び評議員会とする。
2. 会議は、会長が召集する。
  3. 会議は、その会議を構成する会員又は役員過半数が出席しなければ開会することができない。
  4. やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面または代理人をもって表決を行うことができる。
  5. 会議の議事は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは、議長が決める。



(総 会)

- 第15条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。
2. 定期総会は、毎年1回定期に開催する。
  3. 前項のほか、会員2分の1以上の請求があったとき及び会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て臨時総会を開催する。
  4. 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。
  5. 総会は、次の事項を議決する。
    - (1) 事業計画の承認に関すること。
    - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
    - (3) 歳入、歳出予算及び決算の承認に関すること。
    - (4) その他会長が附議した事項

(常務理事会)

- 第16条 常務理事会は必要に応じ随時開催する。
2. 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。
  3. 常務理事会には、次の事項を附議する。
    - (1) 理事会に附議する議案に関すること。
    - (2) 事業計画の決定に関すること。
    - (3) 歳入歳出予算及び決算の決定に関すること。
    - (4) その他重要な事項。
  4. 常務理事会は運営委員会を設置することができる。
    - (1) 運営委員会は必要に応じ随時開催する。
    - (2) 運営委員会の議長は委員の中から会長が指名する。
    - (3) 運営委員は会員及び会員の属する機関の代表者から常務理事会の意見を聞き、会長が委嘱する。
    - (4) 運営委員の人数は若干名とする。
    - (5) 運営委員会は事業遂行にあたって、必要に応じて実行委員会を置くことができる。
    - (6) 運営委員会は事業計画案、予算案の策定、その他協会事業の運営を行う。
  5. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、常務理事会に代えることができる。

(理 事 会)

- 第17条 理事会は、必要に応じ随時開催する。
2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
  3. 理事会には、次の事項を附議する。
    - (1) 総会附議する議案に関すること。
    - (2) 事業計画の決定に関すること。
    - (3) 歳入、歳出予算及び決算の決定に関すること。
    - (4) その他重要な事項
  4. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(評 議 員 会)

第18条 評議員会は、必要に応じ随時開催する。

2. 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

3. 評議員会には、次の事項を附議する。

(1) 基本財産に関すること。

(2) 会務に関する重要な事項で、会長が必要と認めるもの。

4. 前条第4項の規定は、評議員会に準用する。

(監 査)

第19条 監事は、毎年少なくとも1回、この協会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

2. 会長は、毎年度の事業報告及び収支決算書を総会に提出しようとするときは、あらかじめ監事の審査をうけ、これに対する監事の意見をつけなければならない。

## 第4章 会 計

(事 業 年 度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収 入)

第21条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計に関する規定)

第22条 会計に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が定める。

## 第5章 雑 則

(施 行 細 則)

第23条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の決議を得て会長が定める。

### 附 則

この会則は、昭和37年2月28日から施行する。

昭和43年6月 8日 一部改正

昭和52年5月31日 一部改正

昭和61年6月 6日 一部改正

平成 3年5月10日 一部改正

平成12年7月19日 一部改正

平成20年7月 2日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正

平成22年7月 7日 一部改正

平成23年6月16日 一部改正

# 静岡県精神保健福祉協会細則

第1条 この細則は、静岡県精神保健福祉協会会則第23条に基づき、会務を執行するために必要な事項を定める。

第2条 静岡県精神保健福祉協会（以下「協会」という。）の事務所には、次の書類、帳簿を備えつけ、常に整理しておかねばならない。

役員名簿、会員名簿、会計簿、会議録、行事实施記録、備品台帳

第3条 協会に入会を希望するものは、入会申込書に当該年度の会費をそえて、会長に提出しなければならない。

2. 会長は、前項の申込みを承認したときは、直ちに会員名簿へ登録しなければならない。

第4条 会員は、当会発行の機関紙、その他印刷物の無料配付をうけることができる。

第5条 会員の種類は、次により区分する。

(1) 協会の目的と趣旨に賛同し、入会を申し出たものは普通会员とする。

(2) 学識経験者であって、会長がとくに認めたものは特別会員とする。

第6条 会費は次のとおりとする。

(1) 普通会员の場合

ア. 個人は1ヵ年 1,000円とする。

イ. 病院・診療所・会社・工場・事業所・その他団体等の会費は、次のとおりとする。

① 精神科病院	許可病床数に応じ 1床当り	1ヵ年	300円とする。
② 一般病院		〃	10,000円
③ 診療所		〃	15,000円
④ 会社・工場・事業所等			
従業員	300人未満	1ヵ年	5口以上
	300人以上 500人未満	〃	10口以上
	500人以上	〃	20口以上

但し、1口は1,000円単位とする。

⑤ 市町村

当該市町村の人口2万人未満の場合	1ヵ年	16,000円
2万人以上 5万人未満の場合	〃	22,000円
5万人以上 10万人未満の場合	〃	30,000円
10万人以上 15万人未満の場合	〃	40,000円
15万人以上 20万人未満の場合	〃	45,000円
20万人以上 25万人未満の場合	〃	50,000円
25万人以上 30万人未満の場合	〃	55,000円
30万人以上 35万人未満の場合	〃	60,000円
35万人以上 40万人未満の場合	〃	65,000円
40万人以上 45万人未満の場合	〃	70,000円
45万人以上 50万人未満の場合	〃	75,000円
50万人以上 55万人未満の場合	〃	80,000円
55万人以上 60万人未満の場合	〃	90,000円
60万人以上 65万人未満の場合	〃	100,000円
65万人以上 70万人未満の場合	〃	110,000円
70万人以上 80万人未満の場合	〃	120,000円
80万人以上 90万人未満の場合	〃	130,000円
90万人以上 100万人未満の場合	〃	140,000円
100万人以上の場合	〃	150,000円

- |          |   |            |
|----------|---|------------|
| ⑥ 施設、作業所 | ” | 5,000 円以上  |
| ⑦ その他の団体 | ” | 20,000 円以上 |

(2) 特別会員の場合

学識経験者であって、会長が特に認めたものは、会費の納入を必要としない。

2. 会費は、毎年6月30日までに協会へ納入しなければならない。

但し、第3条に基づき新たに会費を納入したものは、当該年度についてはこの限りでない。

第7条 役員のうち、公職にあるの故をもって選出されたものは、その公職を去ったときは速やかにその後任者と交替するものとする。

附 則

この細則は、昭和53年4月1日から施行する。

昭和60年4月	1日	一部改正
平成2年4月	1日	一部改正
平成3年5月10日		一部改正
平成8年4月	1日	一部改正
平成8年4月	1日	一部改正
平成15年4月	1日	一部改正
平成22年4月	1日	一部改正
平成22年7月	7日	一部改正
平成25年9月18日		一部改正



領 収 証

佐野愛子

様 No.

★

3,000円

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

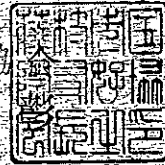
消費税額等( %)

但 令和元年度国際友好協会会費として

R1年5月11日 上記正に領収いたしました

収入印紙

茨城県国際友好協会  
会長 後藤



## 藤枝市国際友好協会 <FIFS>

Fujieda International Friendship Society

2016年04月13日

50音順で探す

- あ
- か
- さ
- た
- な
- は
- ま
- や
- ら
- わ
- その他

所在地	〒426-0034 藤枝市駅前2-1-5 文化センター2階
電話番号	054-270-3232
ファックス番号	054-646-3330
メールアドレス	fifs1984@cup.ocn.ne.jp
ホームページ	<a href="http://fifsinfo.web.fc2.com/">http://fifsinfo.web.fc2.com/</a>
代表者氏名	後藤 彰 (役職) 会長
設立年月日 (西暦)	1983年11月30日

### 設立目的

教育・文化等の交流をとおし、友好関係の強化を図るとともに市民の国際意識の高揚を図る

### 会費

個人:3,000円/年間  
 法人/団体:10,000円/年間  
 家族:5,000円/年間  
 外国籍:1,000円/年間

エリアで探す

- 西部
- 中部
- 東部

### 会員数

個人:250名  
 法人/団体:25団体  
 家族:10家族

その他地域

### 活動内容

姉妹都市であるオーストラリアペンリス市、韓国ヤンジュ市との交流事業に加え、語学講座、料理教室、セミナー等どなたでも参加しやすい事業を実施しています。

## 刊行物（日本語）

FIFS NEWS(1年6回発行)

## 実施事業

国際交流 イベント・催し	ホームステイ・ホームビジット受入れ 外国籍住民との懇親会 料理講座（教室）
国際理解教育	語学講座の実施
海外関係	姉妹・友好都市関係交流活動
ボランティア関係	ホストファミリーの募集

## 交流のある国・地域と交流内容

エリア	国	地域	交流内容
アジア	大韓民国（韓国）	楊州市	市民レベルの友好都市交流
大洋州	オーストラリア連邦	ニューサウスウェールズ州ペンリス市	高校生による交換学生派遣事業をはじめ、市民レベルでの文化交流を実施

## 本件についてのお問い合わせ先（担当者）

氏名：齊藤 由起子  
住所：藤枝市駅前2-1-5 文化センター2階  
電話番号：054-270-3232  
ファックス番号：054-646-3330  
メールアドレス：fifs1984@cup.ocn.ne.jp

^  
PAGE TOP

お問い合わせ アクセス リンク集 サイトマップ 個人情報保護方針  
外国人相談員のための専用サイト

公益財団法人静岡県国際交流協会 電話番号：054-202-3411 ファックス番号：054-202-0932 〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

Copyright © Shizuoka Association for International Relations. All rights reserved.





## 2019年度に向かったのご挨拶

藤枝市国際友好協会会長 後藤 彰

本年度は藤枝市国際友好協会が創立して35年目となります。オーストラリア・ペンリス市とは姉妹都市になって35年目を迎え、韓国・楊州市とは10年目を迎えることになりました。国内では石川県白山市との交流を始めて35年が経ち、それぞれの都市との交流親善を年月を掛けて深めて参りました。

当協会は未来に向かって行政と一体となって教育・文化・芸術・スポーツ・経済と様々な分野で市民レベルでの交流の絆を強め、国際交流事業の推進に力強く努力をする所存です。

現在、交換学生事業を通じて数多くの若者達が国際的な場で活躍しており、この事業が多大な成果を上げたものと思っております。国際交流事業により、国際的に飛躍できる学生を育て、藤枝市、ペンリス市、楊州市の発展に寄与する人材が生まれることを期待しております。

2019年度も会員の皆様の一層のご協力、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

### 2019年度 藤枝市国際友好協会総会

2019年度藤枝市国際友好協会総会を、下記のとおり開催致します。平成30年度の事業報告・会計報告および平成31年度の事業計画・予算等を審議していただきます。総会終了後、引き続き交流会を行います。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

同封のハガキに総会の出欠、交流会の出欠、総会を欠席される方は委任状に押印のうえ**4月19日(金)**までにご返信ください。

日時：5月11日 [土]

会場：藤枝市文化センター  
1階大ホール

午前 11:00～午後 12:15 総会  
午後 12:30～午後 14:00 交流会  
(立食パーティ形式・無料)



### 2019年度 FIFS会員大募集!

藤枝市国際友好協会では、2019年度(2019年4月～2020年3月)の会員を募集しています。当協会は、外国人の人々とお互いの国民性や習慣を語り合い、誰もが気軽に参加できる国際交流を目指しています。皆さんも会員になって、様々な国の人たちとの触れ合いを楽しみませんか?

また、未来を担う学生を対象にした交換学生事業に皆さまからの会費を使わせて頂いております。事業にご賛同頂ける方のご入会をお待ちしております。

#### 年会費

個人：¥3000      家族：¥5000  
法人・団体：¥10000

事務局にて直接お支払い頂くか、振込票にてお支払い下さい。(振込手数料はお客様負担になります。)

【藤枝市国際友好協会事務局】 AM9:00 - PM4:00

〒426-0034 藤枝市駅前2-1-5 文化センター2F

☎ 054-270-3232

☎ 054-646-3330

✉ fifs1984@cup.ocn.ne.jp

🌐 <https://fifsinfo.jimdo.com/>



整理番号 9

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所ファックス通信料 (令和元年5月請求分)		
年月日	令和元年 5月 13日~平成	年 月 日	金額 4,534 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01					
02					
03					
04					
05	1-05-13	(NTT)	電話	9,068	
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	9,068 円	1/2	4,534 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

**加入電話・INSネットの「固定電話」をご利用のお客さまへ**

電話を提供するNTT西日本の局内設備を2024年1月以降に切替いたします。  
 お客さまがご利用中の電話機等は、設備切替後もご利用いただけます。  
 固定電話（通話）のご利用継続には、切替にともなう手続き等は不要です。

～詳しくは、下記ホームページをご覧ください～  
<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2024ikou/>



**バラバラの請求をおまとめの請求でひとつに!**

おまとめの請求



**お得なキャンペーン実施中!** 今お申し込みなら抽選で100名様に1万円分のギフトカード進呈!

☎0800-333-1000 受付時間：午前9時～午後5時  
 月～金曜日（休日・1/1～1/3）を除く

NTTファイナンスからのお得な情報ははこちら

情報提供に同意してQRコード読み取り

<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/ip/>



お知らせ

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*  
 ※電話のご注文・お問合せは「116」へ（無料）/ 携帯電話からは0800-2000116へ（無料）  
 ※電話の故障は「113」へ（無料）/ 携帯電話からは0120-444113へ（無料）  
 ※フレッツ・ひかり電話：0120-116116へ（無料）/ 故障：0120-248995へ（無料）  
 ※弊社分譲設備のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用（番号単位）が公表されています。

② ここから、①②の順にゆっくゆっくおはがしください。  
 裏側印字されている番号は、十分解かしてから、ゆっくゆっくおはがしください。お客さま以外の方が開いた場合は、差額により戻せられることがあります。

**口座振替のご案内（西日本ご利用分）**

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
054-646-1222	2019年 4月ご請求分	2019年 5月13日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)		9,068円

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER) 054-646-1222

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
 ふじのくに県議会 庶務 佐野愛子事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2019年 4月25日発行)

2019年 2月ご請求分 (2019年 3月11日振替)	領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,096円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTE)		* * * * *
口座番号 (ACCOUNT)		* * * * *

印紙税申告納付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンスからのお知らせ  
 \*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTT西日本分ご請求額 (合計) 9,068円  
 9,068円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
 知 \*\* NTT西日本からののお知らせ \*\* フレッツ光の割引サービス（光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割）は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中（自動延伸後を含む）に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とそれ翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

料金後納  
郵便

426-0037  
藤枝市青木2丁目18-3  
青木ビル 1階 C号  
ふじのくに県議団 藤枝 佐野愛  
子事務所 様



019042503073745927

重要  
Important

親展  
Confidential



口座振替のご案内(西日本ご利用分)

日額: NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2019年 4月25日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【選付先】  
〒461 名古屋市中区東横1-14-11  
-0005 DPスクエア東横8F

社用M300B1991002 04864 04864 00 E 19040500E



ここから、①②の順にゆくりおはがしくください。  
裏側に貼られている番号は、十分お確かめください。裏面に貼られている番号は、通常より異なる場合があります。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆054-646-1222 ◇NTT西日本ご利用分 3,166		3月分 回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料 2月11日～3月10日 2月11日～3月10日。なお前月分は178円でした。 次回は(来月分)の割引計算期間は、3月11日～4月10日です。 イチャリッツ1をご利用にならなかった場合は、263円となります。	合算 合算
( )	2,650	(内訳) イチャリッツ1 通用分	
< ( )	2,280	(内訳) イチャリッツ1 通用通話料 1 番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×8%	
( )	263	(内訳) 通常通話料 通用分 ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計)	
< ( )	17	(小計)	
2	234		
◇NTT西日本分(小計)	3,166		合算
◇NTT西日本ご利用分	5,902		
	2,650	4月分 回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料 3月11日～4月10日 3月11日～4月10日。なお前月分は280円でした。 次回は(来月分)の割引計算期間は、4月11日～5月10日です。 イチャリッツ1をご利用にならなかった場合は、1,856円となります。	合算
( )	1,844	(内訳) イチャリッツ1 通用分	
< ( )	1,844	(内訳) イチャリッツ1 通用通話料 1 番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×8%	
( )	969	(内訳) 通常通話料 通用分 ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計)	
◇NTT西日本分(小計)	437	(小計)	合算
	5,902		
◇合計	9,068	合計 2か月分のご請求額です。	

整理番号	10
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	[Redacted]
----	-------	------	-------	-----	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料及び送金手数料		
年月日	令和元年5月17日～平成 年 月 日	金額	24,516 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	5月請求 (平成31年4月分コーナー料)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-05-17	23003	通帳送金
記号	番号	
*****	**	[Redacted]
取扱番号	お取引金額	
N120	*24,300	
	残高	
	[Redacted]	
島田信用金庫 本店営業部 普通 916955 カ) エフエムシマダ		
送金料金	*216円	
振込予定日	01-05-17	
サノアイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。  
ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	24,516 円	100%	24,516 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成31年4月30日

〒426-0132  
藤枝市本郷286

# 御 請 求 書

佐野 愛子 様

コーナー放送料

株式会社FM島田  
代表取締役社長 八木 和夫  
島田市中央町5番の1  
(0547)34-1765



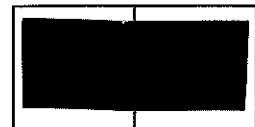
ご請求額 ¥24,300

お振込先  
株式会社FM島田  
島田信用金庫 本店営業部 普通 0916955

上記の通りご請求申し上げます。

	費 目	内 容	金 額
1	コーナー料	ラブリーモーニング	22,500
2			
3			
4			
		小計	22,500
		消費税	1,800
		合計	24,300

担当者



整理番号 //

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠書


781 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気料 (令和元年 5 月請求分)		
年月日	令和元年 5 月 20 日～平成 年 月 日	金額	7,685 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通常貯金 (兼お借入明細)					7		▲
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)			
						91	
						3	
						03	
						34	
						36	
						07	
						08	
						09	
1-05-20	(フェウツァデ・リョウ)		電気	15,370		0	
						11	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	15,370 円	1/2	7,685 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

令和 1年 5月21日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 1年 5月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額（再掲）
令和 1年 5月20日	15,370円	1,138円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日割	契約種別	ご使用量 kWh/m3	領収金額 円	精算額等 円	初回引落割引額 円、銭	記 事
おなまえ		おとくプラン					
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		60 A	360	10,590	1,062	-54.00 -676.80	
				784			
		ピジとくプラン					
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		3 kW	97	4,780	286	-182.36	
				354			

◎ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。  
 ◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。  
 月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東  
 税務署承認済  
作成地 名古屋市東区東新町

中部電力株式会社



整理番号 12

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和元年6月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和元年5月24日~平成 年 月 日	金額	50,216 円

目的																																										
使途																																										
政務活動・ 県政との 関連性																																										
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">ご利用明細票</th> </tr> <tr> <td>お取扱日</td> <td>店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>01-05-24</td> <td>23003</td> <td>通帳送金</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td colspan="2">番号</td> </tr> <tr> <td>****</td> <td colspan="2">*</td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N083</td> <td colspan="2">*100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">*</td> </tr> <tr> <td colspan="3">清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ</td> </tr> <tr> <td>送金料金</td> <td colspan="2">*432円</td> </tr> <tr> <td>振込予定日</td> <td colspan="2">01-05-24</td> </tr> <tr> <td colspan="3">サ) アイコ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行</td> </tr> </table>	ご利用明細票			お取扱日	店番	お取引内容	01-05-24	23003	通帳送金	記号	番号		****	*		取扱番号	お取引金額		N083	*100,000			残高			*		清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ			送金料金	*432円		振込予定日	01-05-24		サ) アイコ			ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行		
ご利用明細票																																										
お取扱日	店番	お取引内容																																								
01-05-24	23003	通帳送金																																								
記号	番号																																									
****	*																																									
取扱番号	お取引金額																																									
N083	*100,000																																									
	残高																																									
	*																																									
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルシアオキ																																										
送金料金	*432円																																									
振込予定日	01-05-24																																									
サ) アイコ																																										
ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行																																										

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,432 円	1/2	50,216 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 13

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料 (令和元年5月請求分)		
年月日	令和1年5月28日~平成 年 月 日	金額	3,755 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明文書は4月証拠書参照

(整理番号13)

年月日	取扱店	お振り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
3 1-05-28			ガス 7,511	3
4				5
5				6
6				17
7				18
8				19
9				20
10				21
11				22
12				23
13				24

現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	7,511 円	1/2	3,755 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 14

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和元年 5月31日～	令和元年 月 日	金額 7,017 円

目的	各方面における情報収集
使途	5月静岡・朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2019年5月31日

2019年5月分 領収証 発証No. [REDACTED]-201905-1

**佐野 愛子 様**

本郷286

銘柄	部数	金額
静岡新聞	1	2,980*
朝日新聞	1	4,037*

合計金額 **¥7,017\***  
(消費税込み)  
(口座振替分)

釣り銭: 10000:2983 5000: 1000:

新聞代金のお支払いに「PayPay」ご利用できます

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました  
年 月 日 領収 担当: [REDACTED]

有限会社 新聞販売 [REDACTED]  
静岡県藤枝市宮原534番地  
(054) 639-0126・0903

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,017 円	100 %	7,017 円
		/	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 15

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 5 月分】 5/31 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	898	18 円 × 898 km / km	16,164

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野愛子 (印)

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,164 円	100 %	16,164 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 2019年度

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
5.1	議会準備事務	自宅-政務事務所	18
4	平和市民活動視察商店街視察	自宅-白子茶町	26
5	藤枝花回廊視察	自宅-西北等	26
7	FM県政報告収録議員総会	自宅-静岡島田	75
8	島田地区教職員意見交換	自宅-おおるり	28
9	事務打ち合わせ	自宅-青木	18
10	世界お茶まつり視察、春の交通安全運動視察	自宅-岡出山、金谷	78
11	国際友好協意見交換	自宅-藤枝	28
12	市民の杜活動視察、家庭教育サポート意見交換	自宅-市民の杜、焼津	48
14	障害者母親意見交換等	自宅-藤枝	20
15	焼津地区教職員意見交換女性教員講話	自宅-大井川	27
16	地区社協、事務打ち合わせ	自宅-藤の瀬青木	27
17	全県教職員意見交換会県庁事務	自宅-静岡	59
18	もったいない運動意見交換、	自宅-藤枝	25
19	航空状況視察図書館研究会	自宅-大井川、茶町	29
21	FM県政報告収録	自宅-朝比奈、寺島	66
22	退職教員意見交換、藤枝地区意見交換	自宅-田沼、本郷	35
23	女性議員ネットワーク	自宅-駅前	21
24	内陸フロンティア視察岡部商工会視察	自宅-高田岡部	27
25	元気村意見交換、こども園状況	自宅-青島、本郷	22
26	農地水田植え視察水防訓練情報収集	自宅-瀬戸川等	26
27	高規格道路同盟視察	自宅-静岡	58
29	障害者意見交換総会サッカー協会	自宅-青島、原	26
30	老人会意見交換、退職教員文化視察	自宅-茶町、静岡	60
31	子どもと本つなぐ会総会	自宅-茶町等	25
		合 計	898

整理番号 16

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 抛書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和元年5月1日～令和元年5月31日	金額	33,250 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和元年 5 月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 30,800	円 2,450	円	円	円	円 0	円 33,250

受領印  
受領日 5月31日

按分の理由	通勤手当金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
通勤手当は政務活動事務と後援会事務の業務時間数で按分して支給	¥2,800 円 (@¥350×8日)	(B)28h / (A)32h	給与 30,800 通 2,450 円 } 33,250 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	4	3.5	月初打ち合わせ、スケジュール確認
8	水			
9	木			
10	金	4	3.5	当月案内文書確認、スケジュール調整
11	土			
12	日			
13	月			
14	火	4	3.5	県政資料発送作業
15	水			
16	木			
17	金	4	3.5	県政資料発送作業
18	土			
19	日			
20	月			
21	火	4	3.5	各種団体資料収集
22	水			
23	木			
24	金	4	3.5	県政資料整理、ファイリング
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	4	3.5	各種団体資料収集
29	水			
30	木			
31	金	4	3.5	次月スケジュール管理 各種資料保存処理
計	(A)	32	(B)	28

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年 5 月 31 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当を算出する。

①(B)[ 28 時間 00 分]×単価[ 1,100 円]= 30,800 円

②総支給額[ 円]×(B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。



整理番号 17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和元年 5月1日～令和元年 5月31日	金額	52,250 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和元年 5 月分

氏名 [Redacted]

給与	通勤手当 日数 11 日 ¥350/日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 48,400	円 3,850	円 52,250	円	円	円 0	円 52,250

受領印 [Redacted]  
受領日 5月31日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	52,250 円	/	52,250 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	政 務 活 動 業 務 内 容	
			うち政務活動費 業務時間数	
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火			
8	水	4	4	月初めスケジュール確認
9	木	4	4	資料集め
10	金			
11	土			
12	日			
13	月	4	4	資料ファイリング
14	火			
15	水	4	4	情報収集
16	木	4	4	各種案内文書の確認
17	金			
18	土			
19	日			
20	月	4	4	資料整理
21	火			
22	水	4	4	県政報告発送準備
23	木	4	4	県政報告発送準備
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	4	4	案内文書整理
28	火			
29	水	4	4	案内文書ファイリング
30	木	4	4	次月予定確認
31	金			
計		44	44	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年 5月 31 日  
ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算] ...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [ 44 時間 分 ] × 単価 [ 1,100 円 ] = 48,400 円

②総支給額 [ 円 ] × (B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 18

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精算報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和元年 5月1日～令和元年 5月31日	金額	32,400 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和元年 5 月分

氏名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
円 32,400	円	円 32,400	円	円	円 0	円 32,400
					受領印	
					受領日	5月31日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	32,400 円	/	32,400 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	4	4	月初打ち合わせ、当月情報収集(聞き取り)
8	水			
9	木	4	4	当月情報収集(聞き取り)
10	金	4	4	当月情報整理 スケジュール調整
11	土			
12	日			
13	月			
14	火	4	4	県政資料発送準備
15	水			
16	木			
17	金	4	4	県政資料発送準備、発送作業
18	土			
19	日			
20	月	4	4	県政資料発送作業 スケジュール確認
21	火			
22	水			
23	木			
24	金	4	4	当月情報資料ファイリング
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	4	4	次月案内文書確認、スケジュール確認
29	水			
30	木			
31	金	4	4	各種資料ファイリング
計		(A) 36	(B) 36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年 5 月 31 日  
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [ 36 時間 00 分 ] × 単価 [ 900 円 ] = 32,400 円

②総支給額 [            円 ] × (B) / (A) =            円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。